

刑法改正について

二五〇〇字

茂木委員 自由民主党の茂木でございます。

まず、今回の刑法改正についてお尋ねしたいと思います。今回の改正はまさに明治四十年以来八十八年ぶりの全面改正、こういうことで、この一大事業に当たりましての大臣並びに関係のお考えを伺いたいと思います。

まず第一に、今回表記の平易化というものに重点が置かれているわけですので、この点からお伺いしたいと思います。

そもそも刑法とは、国民に対してどのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科せられるかを明らかにするものであります。ゆえに、国民のだれもがわかりやすいものでなければならぬと考えますが、私、いま一度現行の刑法を読んでみますと、何が書いてあるのかよくわからない。大変難解な条文が並んでいるわけでございます。それどころか、当時の時代的影響もあるのかもしれないけれども、どうもお上のほうから決めたことを下々に知らしめる、こういった印象すら感じてしまつわけでございます。

国民生活に深くかわかり、その行動規範ともいふべき刑法がこのようであつては、今日、憲法に規定されております国民主権の精神にも合致しないのではないか、このように思われるわけですが、まず法務大臣、この点についてのお考えをお聞かせください。

前田国務大臣 まさに委員御指摘のとおりであるうと思つており

ます。

まさに刑法は国民の基本的な社会生活に関する犯罪について規定している法律でございます。先生御指摘のとおり、いかなる行為が犯罪となるか、犯罪の要件、それに対していかなる罰則、刑罰があるか、法律効果があるか、これを定めた国家的な法規範であるという意味からも、まさに国民生活、また日常生活にとつても極めてかわりの深い法律でございます。

この刑法がまず国民にとつてわかりやすいものでなければならぬというのは、もうこれは御指摘のとおりでありまして、大変重要なことだ、かように考えておるところでございます。そうした観点から、本院法務委員会において附帯決議等もいただいております。そんな観点から、早急にこの改正を行う必要があると考えておりまして、今回御審議をいただいております。

茂木委員 この平易化の問題にしましてはおおむね異論のないところだと思つたので、もう少し具体的な点についてお聞きしたいのです。

例えば条文の順序についてでございますが、これにつきましても、一般国民というよりはむしろ法曹関係者、こちらに関係の深いと思われる「総則」より始まりまして、罪の並べ方、こういうものを見ましても、やはりかつての時代的な背景を引きずつてくるような形でございます。国家に対する罪というのが最初に出てきて、個人に対する罪というのはその後、こういう順序になつていくわけでございます。

八十八年ぶりの全面改正ということでございますので、私は、やはり表記の平易化、これにとどまらず、刑法の基本的な枠組みについても検討すべきであった、このように考えているわけですが、国民主権の精神、こういったものに照らしまして、この点につきまして、これまでどのような議論がなされてきたのか、この経過等々御説明いただければと思います。

則定政府参考人 御指摘のように、国民主権の新憲法のもとの刑法典の枠組みといえますように、平易性のあり方という点、いろいろと考え方があろうかと思うわけでございます。ただ今回は、あくまでも意味内容を考えずに、できるだけ早急に国民の皆さん方に内容のわかりやすい刑法典にすること、基本的にはその内容を現行法規のままにという制約があるわけでございます。

そういう意味で、仮に今、新たに刑法を全面的に制定するあるいは改正することになりますと、御指摘のような、条文の順序をどうするか、刑法の基本的な枠組みをどうするか、こういったことについて議論を尽くすべきであるということももっともであるうと思えます。

ただ、先ほど申しましたように、今回、あくまでも表記の平易化というところを中心にといいましょうか、むしろそのみにとどめるといふ大方針のもとに早急に刑法典の平易化を図るといふことでございますので、御指摘のような議論については、今後新たに全面的な改正をするときに議論を行うべきものであるう、こういったふうと考えておるわけでございます。

茂木委員 これまでの経過についても、簡単に結構ですから、多少御説明いただければと思うのですが。

古田政府参考人 ただいま委員御指摘のような、刑法の条文の配列をどうするかとか、こういったふうな問題につきましては、刑法の実質的な意味での全面改正作業、これが昭和三十二年から行われてきているわけでございますが、この過程で条文の配列等についてもいろいろな議論が行われたわけでございます。

その結果といたしまして、御案内のとおり「改正刑法草案」と申しますものが昭和四十九年に発表されておりますが、これにおきましても、現在の刑法と同様に、まず「総則」から始まりまして、国家的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、それから個人的法益に対する罪というふうに一応並んでいるわけでございます。

その考え方は、いろいろあつたと思えますけれども、一つには、国というのが国民主権のもとで成立した、いわば国民全体のもの、そういったふうな考え方というものも当然その背景にあつたものと思われるわけでございます。

過去の議論の経過と申しますのは、そういったふうなものだといふふうに承知しております。

茂木委員 四年前の国会の附帯決議との関係について、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回の改正作業に当たりましては、そのきっかけともなつたといふべき平成三年の国会における附帯決議、こういったものがあつたわ

けなんです。この附帯決議について、現在の検討状況と今後の見通しについてお伺いしたいと思うのです。

特に、財産犯に罰金刑を選択刑として導入する、この項目についてでございます。

かつては貧困ゆえの犯罪ということで、罰金を科しても払えないケースが多かった窃盗等の財産犯、これにつきましても今はだんだん少なくなりまして、むしろ生活のためではなくて、多少語弊があるかもしれませんが、いわばゲーム感覚による犯罪、こういったものも増加しているように思われます。

こういふふうにして、比較的軽い財産犯に短期自由刑が科せられておるわけでございますが、短期自由刑につきましても、以前より、例えば刑務所に入っている周りの環境に染まってしまうとか、そういった種々の問題、弊害等も指摘されておるわけでございます。

二ページ上段

「意味内容を考えずに」は「意味内容を変えずに」の誤読